

個人住民税の非課税基準について

●市民税・県民税が非課税となる人

【所得割・均等割とも非課税】

- 賦課期日（1月1日）現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、寡婦又はひとり親、未成年者 **合計所得金額**が135万円以下
給与収入204.4万円未満⇒209万円以下 令和9年度（8年分）、令和10年度（9年分）所得
- 合計所得金額**が次の算式で求めた額以下である人
A：同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない人
38万円 給与収入 103⇒112万円 令和9年度（8年分）、令和10年度（9年分）所得
B：同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
 $28 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 26.8 \text{ 万円}$

【所得割が非課税】

前年の**総所得金額等**の金額が次の算式で求めた額以下である人

- A：同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない人
45万円 給与収入 110⇒119万円 令和9年度（8年分）、令和10年度（9年分）所得
- B：同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 42 \text{ 万円}$

※同一生計配偶者とは生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が 58⇒62万円以下の人

※上記の扶養親族数には16歳未満の年少扶養親族も含まれます。

※配偶者特別控除および特定親族特別控除が適用される人は扶養親族にはあたりません。

非課税基準早見表 変更後は令和9年度（8年分）および令和10年度（9年分）所得

扶養 人数	均等割非課税基準		所得割非課税基準	
	（合計所得金額等）	（給与収入換算）	（総所得金額等）	（給与収入換算）
0	38万円	103万円以下⇒112万円以下	45万円	110万円以下⇒119万円以下
1	82.8万円	147.8万円以下⇒156.8万円以下	112万円	177万円以下⇒186万円以下
2	110.8万円	175.8万円以下⇒184.8万円以下	147万円	221.6万円未満
3	138.8万円	210万円未満⇒212.8万円以下	182万円	271.6万円未満
4	166.8万円	250万円未満	217万円	321.6万円未満
5	194.8万円	290万円未満	252万円	370万円以下

※この表の給与収入換算は、年金等他の所得がない場合に有効です。年金等他の所得がある場合は計算方法が異なるため、ご不明な場合は税務課市民税係(0791-43-6803)までお問合せください。